

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 障害福祉課

法令名	児童福祉法	法令の番号	昭和22年164号
不利益処分の種類	児童福祉施設の設置認可取消し	根拠条項	第58条
処分基準	児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号） 児童福祉法施行令（昭和23年3月31日法律第74号） 児童福祉法施行規則（昭和23年3月31日厚生省令第11号） 児童福祉施設最低基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号） 等の規定に反する（満たさない）とき		
	対応区分 ① 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関 障害福祉課	交付機関 障害福祉課